

第二十四回 参議院 商工委員会 會議録 第十号

昭和三十一年三月六日(火曜日)午後一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 高橋 衛君

委員

西川 弥平治君
白川 一雄君
西田 隆男君
深水 六郎君
阿具根 登君
海野 三朗君
上條 愛一君
藤田 進君

政府委員

通商産業 川野 芳満君
通商産業 岩武 照彦君
通商産業 板垣 修君
通商産業 山本友太郎君
通商産業 山本友太郎君
通商産業 山本友太郎君

常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○織維工業設備臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) ただいまより本日の委員会を開きます。

まず織維工業設備臨時措置法案を議

題といたします。この際、政府より本法案についての提案理由の説明を求められておりますから、これを許します。

企業安定法の発動あるいは行政勧告によつて生産調整を行う等の方法を用い、もつて輸出貿易及び産業の健全な発展に努めて参りました。しかし今や織維産業に關しては、輸出面における過当競争等の根源となつてゐる過剰設備問題を解決し、産業構造の根本を改善することが焦眉の急であることを痛感されるに至りました。

このことに注意すべきは、わが織維産業が中小企業によつて構成せられる割合がきつめて大きく、特に織布等の加工部門においてはその生産者のほとんどが小規模業者であり、それらが全国に散在して、わが国中小企業の中でも生産上、雇用上重要な部門をなしてお

して、設備が不足である業種があるときは、その不足の範囲内で、今後新增設される設備の新規登録を行つてゆきます。その際には、原則として設置計画の段階で申請を受け付け、定められた数の範囲内で調整して仮登録を行い、設備の完成を待つて登録を行います。

織維産業は、わが国民の生活上欠くべからざる衣料の供給を満すと同時に、輸出産業としてもまた第一位を占める重要産業であります。しかるに、近年わが織維製品の輸出数量が急増し、その価格がまた過当競争により乱調を呈する傾向があるのに対し、國際的批判がきつめて強く、ために先般ガット加入の際における欧州諸國の三十五條援用問題、米國における日本綿製品の輸入阻止運動など、まことに遺憾な現象を見るに至りました。これを御承知の通りであります。これをこのままに放置することは、今後の輸出貿易及び織維産業の発達のために著しい悪影響を及ぼす懸念があります。もちろん、欧米におけるかような動きは、先方の誤解等に基くところも少なくありませんから、わが國としては、その誤解等を解くことに努力することが必要であります。しかしそれにいたしました

ても、わが方もまた、できる限り相手國の産業経済界を過当に刺激しない方策をとることが肝要であると信じます。政府は、かような見地から従来より輸出行政面において貿易体制を整備し、輸出品の価格、品質の規制を行うとともに、生産行政面においても中小

る法律の制定を必要とするとの答申を提出したのであります。よつて政府は、この答申の趣旨に従い、さらに検討を重ねました結果、ここに成案を得ましたので、これを法案として上提することになりましたのでございます。

第三に、過剰設備の処理ですが、本法による登録制を適用する業種及び中小企業安定法の命令に従つて登録を行う業種のうち、昭和三十五年度の織維製品の需給を参酌して過剰設備を処理する必要があると認められるものについては、処理すべき設備の数を定め、その業種に属する事業者に対し、廃棄、格納、転換、その他の方法によつて過剰設備を処理するための共同行為を実施すべき旨、通商産業大臣を指示することができま

つて中小企業の根本対策としてもまた、織維産業における過剰設備問題の解決が必要となつて参りました。この過剰設備問題は、織維産業の今後の運命を決する重大案件であり、合成繊維などの育成対策との調整をはかる必要もありませんので、政府は、昨年八月閣議決定をもつて織維産業総合対策審議会を設置し、このための総合対策を諮問したのであります。同審議会は、学識経験者、業界人、労働者代表等數十名よりなる委員をもつて構成され、その後、右の諮問に対して、慎重に審議を進めて参りました結果、先づ政府に対し、織維工業設備の調整などに関する

ます第一に、本案には織維工業設備の登録制を実施することを規定してあります。すなわちこの登録によつて、現有設備の実情を正確に明らかにし、各業種における設備の過不足に依つて、設備の今後の転換及び新增設を調整するのに必要な資料を得たいと存するのであります。ただし、本法によつて登録を実施する業種は、さしあたり各種紡績業及び染色加工業でありま

す。織物業については、現在中小企業安定法の命令に従つて行つてゐる設備登録によつてゆく方針で、本法の適用から除いてあります。登録の対象となる設備は、紡績業における精紡機及び染色加工業における織物幅出機でありまして、法律に定められた織維製品の製造または加工を行おうとする者は、その使用する精紡機または織物幅出機について、業種ごとに登録を受けなければなりません。

第二に、本法施行後においても、昭和三十五年度の織維製品の需給を参酌

以上が本法案の骨子であります。なお、本法による過剰設備の処理に關する共同行為をいたします際に、設備の売却を希望する事業者のために、調整

第四に、本法の運用に當つては、織維関係の事業者のほか、関連事業者、織維関係労働者、一般消費者などに影響するところが少なくありませんので、本法中の重要事項を審議するため学識経験者、消費者代表、業界人、労働者代表など織維工業に学識経験のある者よりなる審議会を設けて、この審議会の活用によつて本法実施の適正をはかりたいと思ひます。

以上が本法案の骨子であります。なお、本法による過剰設備の処理に關する共同行為をいたします際に、設備の売却を希望する事業者のために、調整

以上が本法案の骨子であります。なお、本法による過剰設備の処理に關する共同行為をいたします際に、設備の売却を希望する事業者のために、調整

組合連合会その他適当な民間機関において、その買上げを行ふ必要があると思われまふ。その場合、買上げに要する資金は、原則として残存設備からの分担金でまかなうものといはしめまふが、しかし織物業のごとく、中小企業者が大部分である業種については、業界だけでこれを負担することは困難かと考へられます。よつて政府として、その設備処理に必要な経費の一部を補助するため、昭和三十一年度の予算案に一億二千万円の補助金を計上してございませう。この補助金の運用によつて、織物業に対する本法の適用に際しては、十分な効果を上げらることを期待してございませう。

最後に、本法の実施に伴つて繊維産業の設備の近代化がおくれ、あるいは、ひいては繊維機械工業に対して好ましくならざる打撃を与えないため、繊維工業設備の入れかへ等を極力促進する考へであります。また、過剰設備の処理に伴つて労務者の失職を招くことは、避けなければならぬので、設備の処理の程度、方法等については十分慎重を期し、適正な実施をはかつて参りたい所存でございませう。

何とぞ御審議の上御協議下さらんとを御願ひいたします。

○委員長(三輪貞治君) 本法案に対する質疑は次回以降の委員会において行いたいと思ひますが、異議ございませうか。

○委員(三輪貞治君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(三輪貞治君) 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。本法案に関連して最近の貿易概況について政府側より御説明を御願ひいたします。

○政府委員(板垣修君) 私より最近の貿易の概況と主要な問題点につきまして御説明を申し上げたいと思ひます。

お手元に要旨をプリントにしたものがお届けしてあると存じますので、それによりまして御説明を申し上げます。

第一に一般的な概況でございますが、昭和三十年年度の輸出はアメリカ、カナダ並びに英本国その他のポンド地域への輸出が非常に増加をいたしました。本年三月末で二十億五千万ドルに

なると見込まれております。輸入も前年度より拡大をいたしました。これも大体同額の二十億四千五百万ドルということになりまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体のバランスをいたしましては三億八千九百万ドル程度の黒字、これをユーザンスを差し引きました実質のバランスをとりましては二億四千四百万ドルの黒字になる見込みでございます。

次に、来年度、すなわち昭和三十一年度の国際収支の見通しを申し上げますと、輸出は大体二十二億ドルを見込んでおります。輸入も本年度より若干増加をいたしまして、二十二億三千万ドルということに想定をいたしております。特需はさらに減りますので、これも大体四億五千万ドルというふう

に想定をいたしておりますので、結局三十一年度の国際収支のバランスは二億五百万ドル、今のユーザンスを差

し引きました実質バランスが一億七千万ドルの黒字というふうに見込んでおります。

こういう工合に来年度も大体本年度に引き続きまして国際収支は黒字という

ことで、順調な経過をたどるものと思ひます。第一に最近の貿易の概況と主要な問題点につきまして御説明を申し上げます。

お手元に要旨をプリントにしたものがお届けしてあると存じますので、それによりまして御説明を申し上げます。

第一に一般的な概況でございますが、昭和三十年年度の輸出はアメリカ、カナダ並びに英本国その他のポンド地域への輸出が非常に増加をいたしました。本年三月末で二十億五千万ドルに

なると見込まれております。輸入も前年度より拡大をいたしました。これも大体同額の二十億四千五百万ドルという

ことになりまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体の

バランスをいたしましては三億八千九百万ドル程度の黒字、これをユーザンスを差し引きました実質のバランスを

とりましては二億四千四百万ドルの黒字になる見込みでございます。

次に、来年度、すなわち昭和三十一年度の国際収支の見通しを申し上げますと、輸出は大体二十二億ドルを見込んで

おります。輸入も本年度より若干増加をいたしまして、二十二億三千万ドルという

ことになりまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体の

し引きました実質バランスが一億七千万ドルの黒字というふうに見込んで

おります。こういう工合に来年度も大体本年度に引き続きまして国際収支は黒

字ということで、順調な経過をたどるものと思ひます。第一に最近の貿易の概況

と主要な問題点につきまして御説明を申し上げます。

お手元に要旨をプリントにしたものがお届けしてあると存じますので、それ

によりまして御説明を申し上げます。

第一に一般的な概況でございますが、昭和三十年年度の輸出はアメリカ、カナ

ダ並びに英本国その他のポンド地域への輸出が非常に増加をいたしました。本

年三月末で二十億五千万ドルになると見込まれております。輸入も前年度より

拡大をいたしました。これも大体同額の二十億四千五百万ドルということにな

りまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五

億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体のバラン

スをいたしましては三億八千九百万ドル程度の黒字、これをユーザンスを差し

引きました実質バランスが一億七千万ドルの黒字というふうに見込んで

おります。こういう工合に来年度も大体本年度に引き続きまして国際収支は黒

字ということで、順調な経過をたどるものと思ひます。第一に最近の貿易の概況

と主要な問題点につきまして御説明を申し上げます。

お手元に要旨をプリントにしたものがお届けしてあると存じますので、それ

によりまして御説明を申し上げます。

第一に一般的な概況でございますが、昭和三十年年度の輸出はアメリカ、カナ

ダ並びに英本国その他のポンド地域への輸出が非常に増加をいたしました。本

年三月末で二十億五千万ドルになると見込まれております。輸入も前年度より

拡大をいたしました。これも大体同額の二十億四千五百万ドルということにな

りまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五

億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体のバラン

スをいたしましては三億八千九百万ドル程度の黒字、これをユーザンスを差し

引きました実質バランスが一億七千万ドルの黒字というふうに見込んで

おります。こういう工合に来年度も大体本年度に引き続きまして国際収支は黒

字ということで、順調な経過をたどるものと思ひます。第一に最近の貿易の概況

と主要な問題点につきまして御説明を申し上げます。

お手元に要旨をプリントにしたものがお届けしてあると存じますので、それ

によりまして御説明を申し上げます。

第一に一般的な概況でございますが、昭和三十年年度の輸出はアメリカ、カナ

ダ並びに英本国その他のポンド地域への輸出が非常に増加をいたしました。本

年三月末で二十億五千万ドルになると見込まれております。輸入も前年度より

拡大をいたしました。これも大体同額の二十億四千五百万ドルということにな

りまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五

億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体のバラン

スをいたしましては三億八千九百万ドル程度の黒字、これをユーザンスを差し

が開始されることになっておりますが、同国は、最近アメリカの援助に大幅に依存しておりますので、わが国の輸出は大幅に最近減っております。従ってペキスタンに対するわが国の輸出をいかにして確保するかという点が、今度の交渉で一番大きな問題になるように思います。

それから日英間の協定につきましては、御承知のように、昨年十月新しい協定ができたわけでありまして、この三月、中間レビューをいたしまして、ロンドンでレビューをすることにしております。日本とスターリング地域との間の貿易は、昨年以來非常な伸びを示しておりますので、そのために、日本としてはスターリング地域からもう少し物資を買わなくてはならぬということになりました。昨年そういう意味の協定を結んだわけでありまして、その結果、進行状況は非常に良好でございます。現在日本のスターリング地域の物資の買付は非常に円滑に進んでおります。最近もレビューの予備交渉を東京でやりましたが、イギリス側は六体において日本側のスターリング地域の物資買付状況につきましては満足の意味を醸しておるようでございます。

その次に、主要市場との貿易の動向でございますが、第一に問題でございますのは、アメリカとの関係でございます。アメリカに対しては、御承知のように、昨年は異常な輸出の伸びでございます。その一年前よりは二億二千万ドルもふえました。全体で五億一千九百万ドルという輸出になる予定でございます。今後もアメリカの景気動向は大體持続されるというのが通説

でございますし、ガットの関税交渉の結果、関税引き下げの効果も期待されますので、大體その面においては明るい期待が持たれるわけでございます。一面アメリカに対しては、綿織物陶磁器、合板、マグロ等につきまして、日本からの輸入を制限しようという運動が強く行われておりまして、これが対策として、日本側といたしましては、輸出貿易管理令あるいは輸出入取引法による輸出数量、価格等の規制というような工合に業界の自主的調整をやりまして、アメリカの制限運動を抑止しようとする努力をしております。それからもう一つ、豚毛の問題といたしまして、豚毛の問題というのはございまして、アメリカの外国資産管理規制に基きまして、豚毛の原産地証明というものを、従来日本政府としては出して、その豚毛をアメリカに輸出しておいたわけでございますが、昨年その検査に端を発しまして、日本側の検査が不十分である、豚毛の中には中共産の豚毛が非常にたくさん入っているということで、非常に嚴重な抗議を受けておりますので、現在その取調を完了するまで、この原産地証明の発行を停止しております。従って日本の豚毛の対米輸出がとまっておるといふ問題があるのでございますが、現在この問題につきましても、輸出入取引法の活用、検査制度の適正化等によりまして、この弊害を是正することにいたしました。そのほか、この問題打開のために、外交交渉として米側とできるだけ早く解決できるように、日本側の善意がわかりましたら、早く停止措置を解除してほしいと、ただいま折衝中でございますが、まだ解決するには至っておりません。

アメリカに次ぎましてドル地域での主要な市場でありますカナダにつきましても、昨年は非常に輸出が伸びました。従来カナダと日本との関係は七対一ぐらいの状況でありましたが、昨年は四対一以下のいい比率になったと思っております。今後もカナダは日本の市場といたしまして非常に重要なところでございまして、努力を続ける必要があると思っておりますが、カナダにおきましても、アメリカと同様に、綿製品その他につきましては制限運動が起っておりますので、大體アメリカに対すると同様の輸出体制を現在とらうとして努力いたしております。

その次にアルゼンチンの問題でございますが、アルゼンチンも、昨年は鉄鋼を中心といたしまして、非常に輸出が伸びたわけでございます。清算算定の結果、日本の輸出が非常に伸びて、一方買付の方はそれほど伸びません。したために、貸越債権が非常にふえまして、これをどうするかという問題が起ったわけでありまして、従って昨年わが方から調査団を向うに派遣いたしました。羊毛、小麦等の買付促進につきまして交渉を行いました。大體これらの物資の買付が軌道に乗ったわけでございますが、小麦等につきましても、遺憾ながら船腹等の関係で、十分買付け得ないという事情が残っておりますのであります。なお、アルゼンチンには新政権になりましたから、今後できるだけ早くオーブン・アカウンツ制度をやめまして、決済制度を自由化、多角化したいという強い要望がございまして、近くその提案があることになっております。その提案を見た上で、累積債権の処理の問題とあわせて、累

今後アルゼンチンとの貿易をいかに持っていくかということを検討したいと思っております。その次に、韓国との関係はいろいろと関連した問題がありますけれども、本年の一月になって一応再開はされました。しかしながら、その後また向う側としまして、対日輸出禁止品目を定めたといいニュースも受け取りました。一方また日本側といたしまして、韓国から買入品物に適當なものがない、そういうような関係で、日韓の貿易はなかなかむづかしい問題が今後も残っております。それから、最近キューバから通商交渉をやりたい、協定を結びたいという申し出が出ております。御承知のように、日本は砂糖を非常に買わなければならないので、日本とキューバとの交渉は非常に重要な問題でございます。従ってキューバからもう少し日本は砂糖を買ってほしいという要求が来ておるわけでありまして、御承知のように、キューバは日本の品物をあまり買っておりません。今度の交渉におきましても、ガットの三十五条などを援用しております。日本の繊維品につきましては関税クォータの設定ということを主張いたしまして、無条件の最惠國待遇を与えない、一方向うからもっと大量のコミットメントをしてくれということなどがありまして、向うとの交渉を開始するところまでは至っておりません。

ドネシアとの間に輸出権制度を採用いたしました。輸入に見合う輸出をやっていくということで、日本とインドネシア兩國間の貿易はあるべき姿よりは少し低目になっております。これを根本的にどうするかということは今後の問題であります。これはやはり賠償問題の解決とらみ合わせないと、根本的解決はむづかしいじゃないかと考えております。

中共貿易につきましては、この一兩年來非常に伸びて参りまして、三十年の暦年では、輸出が二千八百万ドル、輸入の方は八千万ドルという大きな数字になっております。前年の実績に比較いたしますと、前年は輸出において千九百万ドル、輸入は四千九百万ドルに伸びておるといふような状況になっております。こういう非常に大幅な輸入超過になっておるといふ原因は、大豆や米などを買います。その見返りの物資として適當な品目がないということでございます。向う側といたしましては、日本側が出す消費物資その他の自由品目ではなくて、日本が出し得ない禁輸品目を出してくれという要求があつて、この点が常に相談がまともらない原因になっております。この点が輸入超過という結果になっておるわけでございます。御承知のように、戦時物資輸出統制の緩和に努めるほかございませんが、それと同時に、昨年十二月に日中輸出入組合というものができましたので、この組合を中心といたしまして、輸出入を全般的にバランスさせる、すなわち従来の個別的な、一件々々の個別的なバーターから総合的のバーター、これはもちろんお

インドネシアとの貿易につきましては、御承知のように、現在一億八千万ドルの焦げつき債権が生じておりました、わが国としては、やむを得ずイン

互いに出し得る品目でなければいけませんけれども、出し得るものにつきましては、総合的なペーターを導入いたしまして、輸出と輸入とのバランスを實現したいというふうに考えております。だから東南アジアとか、中南米とか、中近東の諸国に對しましては、將來日本の輸出市場としてこれを永続的に確保することはもちろんであります。が、これらの国々に対しては、やはり貿易と並びまして海外投資、技術協力という方面を積極的に推進する必要がありますと考へております。ことにこれらの国々、集げつき債権を生じておるような諸国に對しましては、やはり賠償問題の解決と並びまして、債権をできれば向う側と交渉して投資に移すというふうなことを考へれば、一石二鳥の効果をねらうのであります。で、今後このように今後進国に對しましては、貿易と並んで投資を積極的にやっていくという方針を進めていきたいというふうに考へております。

ガットの關係につきましては、昨年の九月、御承知のように正式加入いたしましたわけでございますが、その後アメリカは互惠通商法の改正によりまして、さらに三ヶ年間に一五%の関稅率を引き下げる權限を大統領が獲得いたしました。従つてこれを機会といたしまして、本年一月からゼネバにおいて關係国が集まつて、關稅交渉をやつております。日本もこれに参加をいたしまして、アメリカが主でありまして、アメリカに對しては百品目、スエーデン、セイロン等、三國と關稅交渉をやる予定になつております。現在交渉を開始しております。

その次に、輸出取引秩序の維持強化の問題でございますが、先ほど申しましたように、特にアメリカ市場におきまして、わが日本商品の輸出制限運動が、非常に熾烈に起つておりますので、これに對処するために、どうして業界の自主的取引秩序の確立ということが必要でございます。それで昨年改正を見ました輸出取引法に基きまして、現在業者の自主的体制といたしております。現在までの実施状況を見てみますと、輸出取引に関する輸出業者間の協定が三十四件になつております。生産業者間の協定が四件、それから輸出組合と生産業者との間の団体協約が四件という状況になつております。なお、この業者協定に關連する通産大臣が出しますアウトサイダー規制も昨年の十一月一日に合板について実施をされました。近くクリスマス用品であるところのガラス製光り玉、造花等につきましても、アウトサイダー規制が行われることになつております。これに關連いたしまして、法律以外におきまして、輸出業者間のアウトサイダー、取引体制の自主的整備という点は最近著々と進んでおります。と同時にその場といたしまして、輸出會議が非常に活用されているということは喜ばしい現象でございます。今後とも輸出會議を強力に運営いたしまして、昨年やりましたように輸出実績の検討、新輸出品目の設定のみならず、具体的輸出秩序の確立につきましても、この輸出會議を今後積極的に活用して参りたいというふうに考へております。

その次に、輸入の問題でございますが、三十年度の下半期の外貨予算は、原材料、及び生活必需品の確保、スターリングその他オープン・アカウント地域からの輸入促進を旨といたしまして、従来よりも思いきりたつぷり組みまして、十二億六千四百萬ドルという予算を組んだのであります。この実施に當りましては、原則として従来のおきざみ予算をやめまして、期の当初において輸入公表、輸入発表等をやりました。早期に予算実施ができる態勢を整えましたので、非常に実施状況はよかつたわけでありまして。昨年の十二月までの割当額は、当初予算が総額十二億六千四百萬ドルのほかに達した次第であります。なお、その後日本の輸入事情がだんだん増大傾向にありまして、逐次予算の追加が行われて、この三月一日現在におきまして、本期予算の総額は十四億四千五百萬ドルになりました。従つてすでに追加総額は一億八千萬ドルに達して、この次第でございます。

それから割当制度の問題につきましては、御承知の輸入者割当問題というのがございます。現在われわれといたしましては、輸入取引の合理化という見地から、実質的にはあまり大きな影響は与えないようにして、しかし取引の合理化を確立したいということ、輸入者割当という方向に進んで参りたいと思つております。ただ現在棉花、羊毛、鉄鉱石、あるいは燐鉱石というようなところで二、三残つておるのがございますが、方向といたしましては、こういうものを一括いたしました。取引の合理化という意味から輸入者割当制度に統一したいと思つておりますが、これを実行することによつて、非常にかえつて弊害が出るというよう

な事情もありませんので、この点につきましてはもう少し現実の問題を検討いたしまして、慎重に処置したいというふうに考へております。それからよく伝えられております貿易の自由化という点につきましては、ただ観念的に貿易を自由化することなく、現実的に可能な限度において、現行の關稅制度の改善及び緩和をやつていくという方向へ進みたいと思つております。先ほど申しましたように輸入方式の合理化につきましては、結局輸入量の増大、輸入発表、外割基準の改善というふうなことに努めておる次第でございます。まして、將來できるものにつきましてはAA制度というふうなこともやりたいと思つておりますが、これがやはり産業の安定とかそういう方面に不利の障害があるというふうな場合におきましては、その点は一ツ現実的に処置をして参りたいというふうに考へております。今後は輸入方式の改善、ローバル制度の採用、あるいは一括発表であるとか、輸入組合の活用によりまして輸入態勢の整備、不急不要品を、どうしてもやむを得ず輸入しなくちゃならん場合には、これを超過利潤吸収の法的措置によつて輸入の合理化をする。それから一般的に輸入手続の簡素化をやるという方向に力を尽していきたいと思つております。それからその次に特殊物資の問題でございますが、砂糖及び特殊物資の輸入につきましては、先般法案の提案理由で御説明申し上げました通り、今回はバナナその他の特定物資につきましての法律案を提出したいと思つて

つ、先ほども申し上げましたように、ブラジルとかアルゼンチンとかいう国は距離が非常に遠いので、この距離を克服する手段としても、貿易と並んで投資を促進することが非常に大事なこと、アルゼンチンにつきましても、新政府は今後従来よりは工業化計画をスロー・ダウンはしても、どうしてもやらなければならぬ工業計画は相当あります、電力にいたしましても、交通網につきましても、それからブラジルにつきましてもやはり投資活動が盛んで、だいたい鉄鋼所の建設、造船所の建設について、各国に対してオッファーを出しているようでありまして、もし日本に実力があれば、こういう方面に投資として日本が出ていくことになれば、非常に向うに対する地盤を確保する上において有効ではないかという印象を深く受けて帰って参りました。

○白川一雄君 南米の方は御承知の通り移民の問題とも関連しておることでありまして、聞くところによると、最近では農業移民というのほとんど希望が持てない。工業移民でなければいかぬということをお聞きしておりますが、やはりこれに並行していくのはプランと人とが一体になった投資をしていかなければ実現しないのではないかと。今少し景気がよくなって参ったものでありますから、とかく事業家方面は国内のよさのために、海外に行くことに積極的でないというような声を聞き、反面国策としてドイツその他の国は非常に積極的にやりますので、いろいろな事業、日本自体が研究し調査もしたようなものもほとんど外国に取られていつておるといふことを聞くので、日

本の国としてもほんどうに移民の問題等を解決する一つの方法としても、積極的に海外投資というものが国策として実現しなければならぬのではないだろうかというところの事情を聞くにつけても、一種の焦慮を感じるような気持ちもするのでございますが、局長の御観察の上では、日本が工業で進出するとすれば、どういふ方面が適当であるかという御観察になったか、できますれば、承りたいと思っております。

○政府委員(板垣修君) まことに御説の通りでございますが、私も向うで短日月でございまして、一応アルゼンチンとブラジルの様子は現地の大使からも意見を聞いて参ったのであります。ただいまお話しした農業移民はもちらんございまして、ブラジルなどにつきましては、農業移民の余地は相当あると存じます。しかしながら、その他の南米地域におきましては、農業移民の余地はあまりないし、人を消化するといふ意味におきましては、農業移民の方が工業移民よりも効果があるわけでありまして、これがものになるまでには、一代ではだめで、二代三代かかるということになります。ことに相当多量に農業まで移民を消化するということになりまして、やはり向うの政府で計画移民として施設をしてもらわなければならぬ、それだけの労を向うがとってくれるかどうかという問題がございまして、やはり私といたしましては、工業移民の方に向けなければならぬという印象を受けて帰って参ったのであります。その対象となる業種につきましては、現在すでに同国政府が計画しておるいろいろな業種があるわけでありまして、ことにアルゼ

ンチンにおきましては、今一番力を入れておるのは、交通部門と電力部門と石油開発、鉄鋼でございますが、そのうちやはり私は、資金的な面は別といたしまして、日本としてこれに参加し得るものはやはり鉄鋼部門、それから交通部門、それから電力、こういうものは十分に参加し得ると思っております。それからブラジルにおきましても、今サンパウロの近くにパウリスタ製鉄所の計画がございまして、これにつきましては現在、安東大使が非常に御熱心であり、向うの田村連邦代議士が非常に熱心に動いているわけでありまして、金額も六千万ドルという大きな金額になりますので、日本の今の製鉄業界といたしまして、あるいは機械メーカーといたしまして、またやろうと踏み切るまでには至っておりませんが、もしそういうものに参加できるといたしまして、非常に大きなものになるわけでありまして。

もう一つの業種としては造船部門、これはアルゼンチンにも三菱がベロン政権時代に実は話があったわけでありまして、政変になりましたが、それがたまたまですが、アルゼンチンに造船部門、ブラジルにも造船所設置計画がありまして、こういうようなものがございまして、これを土台といたしまして、日本の経済進出というものの非常な根拠がございまして、これに関連して、日本の輸出も伸びるというような気がいたします。

○白川一雄君 それに関連してお尋ねしたいのですが、交通のことでございますが、ブラジルが日本との定期航空を承認いたしましたので、三月に一回くらいは往復しないといふので、そんなものは交通でないのじゃないかということを向うから批判されておるようでありますが、実際、移民の上からいきましたら、船で送るよりも飛行機でほとんど往復する方が、量的にも質的にも経費の上にも非常に有利だということをお話されておるのでございますが、貿易にも当然交通というものは関係があると思っております。南米と日本との航空路というものを、もう少し盛んに必要があるように感じておるのですが、その点、局長の御感想を承りたいと思っております。

○政府委員(板垣修君) 航空のことはまあ私の所管外でございますが、今のお話しの点は現地で私聞きまして、まだ航空協定は認可までは向うは至っていないようでございますが、大体現地の大使の話なんかでは、近いうちに航空協定は妥結し得る見込みがあるというところでございます。そうなりますれば、日本航空が直接南米に飛べるわけでありまして、今の日航の計画では、聞くところによると、今お話しのように、三月に二回という程度でございますが、三月に二回という程度でございまして、この点が私、日本に帰りまして非公式に話しましたが、三月に二回という程度で、定期航空路でなく、試験飛行で始めておるものであります。少くとも二週間に一回とか、一週間に一回くらいに、これをぜひ一つ早い機会に増す必要があるのではないかとお話を、私は個人的に日航の幹部に申し上げておるのでございます。今のお話のように、やはり航空を盛んにいたしまして、移民を運ぶのも、やはり航空機を大いに利用するということにつきましては、私も全く同意でございます。

○海野三朗君 少しのがはずれておるかも知れませんが、今、白川委員から質問がありました移民の問題ですが、ブラジルあたり、あるいはアマゾン流域に渡っていった農民としまして、一本の木を切るにも十分な農具もないというので、今日ただ送り出してばかりいたって、そこにある機械力をうしろから、後続部隊がないので非常に向うの移民が困っておるといふ情報をこの間聞いたのです。たとえば、この大森林を開拓する許可をもらっても、その大森林をやるにも大きなこざりもない。小さなおのじやなかなかやっていけない。すなわち機械力が後続部隊として続いてこないという報告を聞いて、向うに渡った農民が、半とくらは何とかが食うていくのだが、一年くらいたつと、立つていけない。そういう連中が今度は都会の方に押し寄せてくるというので、かえってこちらから行つた農民の将来については、向うの土地の人から反対の氣勢が起りつつあるという話を私は最近読んだのであります。そういう点については、あなたは各国を回ってこられたのであります。機械工業があとからついていきましたか、その移民についての御感想を、機械工業があとからついていかなければならぬ。あるいは農民にしてもそうです。ただ、すき、くわとつてやるのではない。そういうものがあつたら続いていかなければだめじゃないかと思うのですが、そういう方面の方は観察していらっしゃらなかつたのですか。御所見はどうでしょうか。

○政府委員(板垣修君) そういう方面につきましては、実はブラジルは二、

ら、日本側といたしましてはいろいろとそういう宣伝等もやっておりますし、それから日本のアメリカ駐在の大使がまあ正式に國務省に申し入れておりました、この点につきましてはアメリカ政府といたしましては日本政府の見解に全然同意で、有名なダレス長官からスミス議員にあてた書簡などもございまして、この中にはアメリカ政府といたしましては、日本の綿製品その他を制限するという事は、当を得ていないと考へておるといふような正式の政府としての声明もすであるわけでございます。

それからその後日本側がとりました綿製品の自主的規制措置というふうなものも、十分向うの議会にも響いておるわけでございますが、一方制限をせんとする議員たちがこれを聞くかどうかは、まだ私たちにわからないわけでございます。

○海野三朗君 それでは向うの国会でこれが通過しそうですね、どうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) それは全然わからないわけでございます。それで最近までの情勢では、やはり樂觀を許さないといふことでもございまして、私ただいま申し上げたように従来綿製品業者、それから棉花業者とが共同しておりましたのが、最近では棉花業者あたりは多少消極的になつたといふような情報もございました。多少形勢がそがれつつあるのじゃないかといふのが、これは先ほど申し上げた通りでありまして、これが果して通るかどうかといふことは、六月までたたないともだわらないわけでございます。

○海野三朗君 私は続いてミシンのこと

とを伺いたいが、日本から輸出したところのミシンの輸出高、まだほんとうに向うに輸出されておるかどうかは知らないけれども、アメリカに行つて相対のミシンの台数が売れないでストックになつていふという情報も聞いています。どうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) 私もそういう調査を聞いておりました、最近御承知のようにミシンにつきましては日本といたしましては、今、数量は忘れませんが、輸出数量の規制をやつて参つておりますが、やはりその数量も多少荷もたれ気味であつて、ニューヨークでは売れないでストックがあるといふ状況でございます。従つて一度きめた数量も実施においては、その範囲内でせよばめて輸出数量を規制しておる状態でありまして、アメリカでは、ニューヨークではミシンの方は多少売れ行き不振でストックが出ておるといふ状況であります。

○海野三朗君 それは品が悪いということでは売れ行きが悪いのですか。どうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) 私も詳しくは存じませんが、品が、悪いといふことではなくて、やはり今まで出過ぎたといふことではないかと思ひます。ことにアメリカのミシンはやはり相当部分がまた南米方面に出ておるので、そういう方面の輸出状況の反映もあるのじゃないかといふふうに考へます。

○海野三朗君 品物が安くてよければいいわけなんです、これを輸出するときに、いわゆる輸出組合を通してやるのでありまして、いいミシンも悪いミシンもどうもごっちゃにやつたような話を私は聞いておるのでし

て、一流のメーカーの話も私聞いたのでありますが、どうも通産省自身が輸出をしても差しかかえない、いい悪いといふことについてはあまり考へないしに、どのどおやりになつたように聞いておるのでありますが、その辺どうなんでしょうか、それが一つ、それからシンガーとペインの提携でありまして、生産を制限しておるにもかかわらずシンガーとペインの提携によつて月五千台の増産をやるというふうな話も聞いておるのではありませんか、その辺はどうなんでしょうか。国内の生産を規制しようといつておるときに、シンガーとペインの提携といふようなことでは、国内のミシン業者がこれは立っていないか。それで非常に困つておるといふ悲鳴を聞くのであります、そういう点については通産省はどういう考へを持つていらつしやるか。

○政府委員(板垣修君) 第一の輸出のミシンの種類の問題でございますが、これは御承知のように、何百といふような種類がございまして、通産省といふたし、輸出検査制度で許可しておりました、もちろん許可にはずれておるものは出さないわけでございますが、それ以上に、特に優良のものは通産省といたしましては輸出いたしてよい、その他はいかないといふことにはどうしてもいかにないわけでございます。そのために、チェック・フライス制度によりまして、一定の基準に合せてしかも一定の値段で出すものは認めざるを得ません。それから日本といたしまして、日本はブランドで出ている品物は、二に限りましておりまして、アメリカのバイヤーがヘッドで買つてアメリカのブランドで売つて

おるといふことでありまして、それまで通産省といたしましては輸出をどうんどう優良なものだけを出させるというわけには現状ではいかにないわけでございます。それからシンガーとペインの關係につきましては、私詳しいことは存じませんが、その点につきましては、まだ政府といたしましては、シンガーとペインの正式の技術提携といふものは認可いたしておりません。

○海野三朗君 今の外資導入というふうな形で、外貨の形でなしに無為替でもつて、外資導入してきつたところだ。それに対して通産省はどうだ。それに対しては何も制限とかそういうことはやることはできないのだといふような、至つてあまいな答弁をされた。また過日も通産大臣が何かそういうことに対しては至つてどう不明朗な返事をなさつたやうであります、国内の業者を救うためには、やはりある程度に出なければならぬといふ態度に出なければならぬのではないか、こういうふうに思ふので、ミシン業界も非常にショックを与えられておるわけでありまして、そういう点について、あなたはしばらくお留守であつたからわからないかもしれませんが、ざいぶん業界はごたごたしておるのです。そういう点はまだ十分お聞きになりませんか。

○政府委員(板垣修君) 私留守の間にも、もし新しい発展があつたとすれば、別でありまして、私出るときまでは、承知しておるところでは、今お話ししたシンガー・ミシンから機械を無為替で入れたいといふ申請があつたわけでは

ございますが、政府といたしましては、これは外資法による提携を前提としておられます關係上、今の国内のミシン業界に対する影響といふものを十分に勘案してきめなくてはならないかと存じます。ただ、この点につきましては、アメリカ側からも非常に強い要請がございまして、その点との関連も考慮しなくちゃならないと思ひますが、ただ、今の通産省の考へ方といたしましては、国内の業界に非常な大きな影響を与える外資導入なり、あるいはその類似の提携といふことにつきましては慎重に決定しなくちゃならないといふのが、ただいまの考へであると思ひ存じております。

○海野三朗君 そうしますと、今六割しか作るなだとか、七割しか作るなとかいふ規制をしておられるやうであります、それに対するお見通しはどうなんでしょうか。現在生産を制限しておられる、そういうことに対してのお見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) 生産の方は私存じませんが、輸出の方の市場が現在の状況で多少弱含みであるといふことになりまして、やはりしばらくの間は現在の輸出数量規制手段は続けざるを得ないと思ひますが、これは今後どういふふうな海外の市場がなるか、この点につきましては私今ちょっと予備知識を持ち合せておりません。

○白川一雄君 先ほど貿易をだんだんFA制度からA制度に移していられるといふ御方針を承つたのですが、これは画一的に全部そういう方向に持つていかれるのでしょうか。それとも業種別にケース・バイ・ケースで

めていかれる御方針なのか、そのお考えを承わりたい。

○政府委員(板垣修君) 先ほど、将来できますれば、できる限り、輸入の自由化という意味から、A A制度ということが一番望ましい制度でございますが、われわれとしましては、現状において、これを一般的にA Aに持つていくという考えはございません。一つ一つ現在洗っておりまして、これをA A制度にすることによりまして、国内の産業の面から見ましても、ほとんど障害がないというものを拾い上げていきたいというふうに考えております。

○白川一雄君 私どもの希望はやはりA A制度になって、民間ができるだけ安いものを使えるということになることが希望なのでございますけれども、事柄によりまして、輸入という面だけ見ればいけないので、入った品物が現実には日本の実際の生活、また産業上の必要度からF AをA Aにかえるということにしませんと、非常に混乱を来たすのじゃないか、たとえて申しますれば特に石油界なんかの事柄につきましては、A A制度にかえる前に、かえても差しつかえないところの体制を先にしておかなければ非常な混乱をきたすのではないかとこのように見ておるのではありませんが、この点につきましてはいかがですか。

○政府委員(板垣修君) ただいまの仰せの通りで、石油につきましては御承知のように複雑な割当制度を従来のいろいろな経緯もありましてやらなくちゃならぬので、この際どういふ必需物資なら思い切つてA Aにしたいのじゃないかという御議論もときどき出ま

すが、これは重油規制問題という点から実施できませんし、その他の面についてもお話しのような点もありますので、石油などについて全面的にA Aということとはちょっと考えられないというふうに考えております。

○白川一雄君 石油のことでは現在のF A制度にしても外貨割当については十分一つ御検討にならなければいけないのじゃないか。と申しますのは、一例を申しますと、潤滑油にいたしましても、わずかに百二十万から三千万の割当を無数の商社に割り当てておりまして、入ってきた油は非常に低品位の油が多くて、実際に必要な……現在の日本の御承知のように電力関係等は長足の進歩をして需要が高まっているにもかかわらず、ケープル・オイルのようなものがきわめて少量に制限されて、いわゆる潤滑油に属するところのものがほとんど入つておる。はなはだしきに至りましては廃油のごときものが多量に日本に入られておるといふような点か、やはり日本の外貨を使つていく限りにおきましては、実際の需要の面の適否というものから見なければいかぬものだらう。ところが従来の複雑な経緯にのつたしきたりによつてのみ律せられておる感が非常に強いので、考えようによつては、正常な産業の発展を阻害しておるとも極論できるのでないかというふうな感じがあるので、これは油の面は一例でありますけれども、こういう点につきましては、外貨割当の当局に立つておられる通商局長といたしましては画期的な勇敢さをもつて一つやつてもらわれないと、なかなか革正できないのじゃないかという

感じを持つて見ておられますから、その点について何か御参考になる御意見がございましたらば、お聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) ただいまのお話の通りであります。あまり画期的なことをやるうといはして今市場が非常に非常に物資につきまして市場が違ひますので、統一した制度がなかなかとりにくいといふところに難点があるのであります。ただいま例にあげられた潤滑油につきましても、石油全体についてはA Aは考えられないのであります。潤滑油についてはできればA Aもいふのじゃないかというふうなことで研究はいたしております。その上、高級潤滑油と雑潤滑油との區別が現在なかなかつかないというふうな点からすると、ただいまお話しのように、あるいはA Aまでいかなくても、産業上必要な高級潤滑油につき、量をもつとふやすといふことも考へられると思ひます。そうかといつて、具体的にそれが輸入者への割当という問題になりますと、なかなか過去の実績なり過去の経緯とかがありまして、なかなか一刀両断にいかないものがあるわけでございますが、今後そういう点を十分に注意いたしまして、できるだけ現在の輸入制度を合理化し、適切な方向へ持つていきたいというふうに考えております。

○藤田進君 御承知のように戦争による在外資産の損失補償というのが非常に大きな問題になって、また従つて活発な運動の展開がされておるわけですが、この種海外投資に保険をつけるということになりまして、そういう戦時中の損失に対する補償ということが、

一つのやはり政府自体が填補してやらなければならぬという考え方がはつきりとして表面に打ち出されるわけですが、そういうようなことの影響はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(板垣修君) ただいまお話しの外資産の補償問題と、今御提案申し上げておる輸出海外投資保険とは全然別問題と存じます。在外資産の中には、確かに過去において投資したものがあつたわけでございますが、やはりこの制度に乗るためには、その当時の満州なり中国本土への投資保険にからなくちゃいかんわけであります。これが何年も前のことで、さかばつて保険にかけられることもできない。従つて海外投資保険と今の在外資産の關係はもう一応全然別問題として考へざるを得ないかというふうな思つております。

○藤田進君 言葉をかえて言へば、戦時中の軍人あるいは戦時傷病等の恩給なり、扶助料なり、そういうものが論ぜられる場合に、往々にして現在の防衛漸増方針を具体化するために、過去のそういつた人的な面の補償というものが万全でないために、これから先の防衛というものが非常にそういう面においてむずかしいといふことも加味されて、恩給法の改正、増額といふものを進めてきた感は、実際問題としてあるわけですね。ちょうど私はそれと同じような意味において、無關係といつても持つておるんじゃないか。というものは、いまだあまり経験をしなかつた海外における投資はほとんどん発展して来たのに、あの敗戦のために初めて海外投資の悲惨なことを知つたわけです。日本は知つたわけですが、そ

ういう面もあつて、私は海外投資というものはやはり腰だめであり、足踏みをしていいたと思つたのですが、そういう部分もあつて、やはりこの保険というものが対象を改正、拡張目的を変えられたというふうにも感じられるので、すね。こういう面においては無關係ではないように考へるので、この出された動機などから見て……

○政府委員(板垣修君) 確かにお話しした点も関連はございます。やはり過去の在外資産はいろいろございまして、資産のうち投資というものが救われれば、今後の日本の海外投資というものは活発になる。そういう過去の関連性はございまして、ただいま提出いたしております海外投資保険法では、過去の在外資産の問題の処理はできないということも申し上げたのです。

○藤田進君 それから現在の実績は資料によつてわかりませんが、メキシコ外各國に対する投資件数が出ておるが、現在のところ南米等では、この間のアルゼンチンの政変、あるいはブラジルにおいても御承知のようにそういうふうなことがありまして、あるいはまた東南アジアにおいては、台湾と中共との關係等からいへば、どういふ変動があるかという点は、全然平和と言いが、これがしかし今度の対象の表等を見ますと、革命その他そういう国の大きな変動といふことも入つてくるわけですね。そういう相手国の国内の重大なる革命的な変動等によつて、大きな填補を必要とするという場合に、果して現在の保険料率等でもやれるのかどうか。それは非常時として、別にそのとき処理せられるということになるの

○藤田進君 言葉をかえて言へば、戦時中の軍人あるいは戦時傷病等の恩給なり、扶助料なり、そういうものが論ぜられる場合に、往々にして現在の防衛漸増方針を具体化するために、過去のそういつた人的な面の補償というものが万全でないために、これから先の防衛というものが非常にそういう面においてむずかしいといふことも加味されて、恩給法の改正、増額といふものを進めてきた感は、実際問題としてあるわけですね。ちょうど私はそれと同じような意味において、無關係といつても持つておるんじゃないか。というものは、いまだあまり経験をしなかつた海外における投資はほとんどん発展して来たのに、あの敗戦のために初めて海外投資の悲惨なことを知つたわけです。日本は知つたわけですが、そ

ういう面もあつて、私は海外投資というものはやはり腰だめであり、足踏みをしていいたと思つたのですが、そういう部分もあつて、やはりこの保険というものが対象を改正、拡張目的を変えられたというふうにも感じられるので、すね。こういう面においては無關係ではないように考へるので、この出された動機などから見て……

か。いわば将来の国際的な、そういう平和ということ、そういうものの見通し等について今すぐお答えできなければ、およそのものを、参考資料を出していただきたいというのが第一番。第二の点は、貿易の概況と主要問題というものは、非常に詳しい説明で参考になりましたが、これを見ますと、通商局長におかれて、これだけは打開したいというものが多々あるように見受けられますが、これを要約すれば、やはり比較的技術的な問題が多いように思います。しかし今諸説あります

るかということですね、そういう点がきょういただいた御説明では、どうも私には理解できないと思えます。

○政府委員(板垣修君) 最初の投資の場合につきまして一応簡単に頭にあることをお答えいたします。確かに南米にはときどき政変騒ぎがある。ことに

○委員(三輪貞治君) それからきょういただいた資料の中で、海外投資保険の対象となり得る投資の実績というのをごさいますね、それで先ほどの御説明で海外投資促進ということ

二十五法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。附則第五項中「この法律の施行後六年以内」を削り、「この法律の施行後七年以内」を「当分の間」に改め、附則第六項中「この法律の施行後七年以内」を「当分の間」に改める。

が、この貿易の発展、あるいはその他やはり世界経済の動向というものがどうなるのか。ことに東西の対立というものが、相当報せられたところによると、性格が違ってくること、だんだんと東北にこの勢力が移ったような形で、スターリンの批判をするとかいうような、実にさまざまの、東の陣営において……これに対して西の陣営において、多少の動きは見受けられるような気がするのです。しかし大きな問題は、そういうことは、これはもちろん総理大臣なり外務大臣かもしませんが、あなたはむしろ専門的な立場から、貿易を中心とする世界経済というものがどういふふうになってゆくか、これは国によって消費経済等の影響は違ってくると思っております

○藤田進君 結果的に見て海外投資に対する保険というものは、いわば第一の目的としては、安心して海外投資をせしめ、この前の戦争によって大へん悲惨な境遇になった、そういう、いわば恐怖心というものが、実際にこれが適用に当たっては、ことに革命、内乱等により、投資が全然元も子もなくなってしまうということとは全然予想できない

○委員(三輪貞治君) 別にお発言もないようでありますから、本日の質疑はこれをもちって終了したいと思います。御異議ありませんか。

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。一、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

かつ低廉な電力事情を唯一の立地条件としてきたのであるが、過剰の電力再編成による不合理な電源の配分、これが是正のための犠牲的開発によつて必然的に電気料金の高騰を招来し、電源地帯でありながら消費地帯との地域差が縮小され、当地方の工業界は重大な脅威に直面しているばかりでなく、地方産業発展の基盤が危機にひんしている現状であるから、電源地帯の実情にかんがみ、現行電気料金の引下げのため、(一)水力電源地帯に対して適正な地域差電気料金を設定すること、(二)現行各料金一段制を夏冬二段料金制に改めること、(三)電源開発資金の低利貸付措置を講ずること、(四)同一供給区域内における地域差料金の設定を図ること、(五)中部電力の供給区域内にある長野県に対しては、電源地帯として適正な特定料金制度を設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

○委員(三輪貞治君) それでは本日委員会を閉じさせていただきます。

○委員(三輪貞治君) 別にお発言もないようでありますから、本日の質疑はこれをもちって終了したいと思います。御異議ありませんか。

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。一、北信越五県の電気料金引下げに関する請願(第六八九号)

北信越五県の電気料金引下げに関する請願

北信越五県においては、従前から豊富

○委員(三輪貞治君) 別にお発言もないようでありますから、本日の質疑はこれをもちって終了したいと思います。御異議ありませんか。

○委員(三輪貞治君) それでは本日委員会を閉じさせていただきます。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。一、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

北信越五県においては、従前から豊富

北信越五県においては、従前から豊富

○委員(三輪貞治君) それでは本日委員会を閉じさせていただきます。

○委員(三輪貞治君) それでは本日委員会を閉じさせていただきます。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。一、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

北信越五県においては、従前から豊富

北信越五県においては、従前から豊富

○委員(三輪貞治君) それでは本日委員会を閉じさせていただきます。

○委員(三輪貞治君) それでは本日委員会を閉じさせていただきます。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。一、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

北信越五県においては、従前から豊富

北信越五県においては、従前から豊富